



平成 26 年 4 月 22 日

各位

会社名 日本電産株式会社
代表者名 代表取締役社長 永守 重信
取引所 東証一部 (6594)
NYSE (NJ)
問合せ先 取締役専務執行役員 吉松 加雄
電話番号 075-935-6150

会社名 日本電産リード株式会社
代表者名 代表取締役社長 戒田 理夫
取引所 東証二部 (6833)
問合せ先 取締役専務執行役員 松本 正
電話番号 075-315-8001

日本電産株式会社による日本電産リード株式会社の完全子会社化に
関する株式交換契約締結に関するお知らせ

日本電産株式会社（以下、「日本電産」といいます。）及び日本電産リード株式会社（以下、「日本電産リード」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会において、日本電産が日本電産リードを完全子会社とするための株式交換（以下、「本件株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日両社間で株式交換契約（以下、「本件株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件株式交換は、日本電産については会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、日本電産リードについては平成 26 年 6 月 17 日に開催予定の日本電産リードの定時株主総会において承認を受けたうえで、平成 26 年 10 月 1 日を本件株式交換の効力発生日（以下、「本件株式交換効力発生日」といいます。）として行う予定です。なお、本件株式交換効力発生日に先立ち、日本電産リードの株式は東京証券取引所において平成 26 年 9 月 26 日付けで上場廃止（最終売買日は平成 26 年 9 月 25 日）となる予定です。

記

1. 本件株式交換による完全子会社化の目的

日本電産は、昭和 48 年の創業以来、「省エネ・長寿命・低騒音」という特性を持つブラシレス DC モーターを中心に、事業を展開してきました。同時に、積極的な M&A を実行し、「世界 No. 1 の総合モーターメーカー」を目指し、精密小型モーターから超大型の産業システム向けのモーターまで、モーターラインナップを拡充するとともに、応用製品である機器装置や電子光学部品などへ製品領域を拡大し、情報通信機器、OA 分野にとどまらず、家電製品、自動車、産業機器など幅広く事業を展開してまいりました。

一方、日本電産リードは、会社設立以来、半導体パッケージ基板やプリント基板向けの検査装置及

び検査治具の開発・製造・販売を主力事業とし、特に、基板上に精密に配線された電子回路の状態を電氣的又は光学的に測定し品質判定する検査装置で高い技術とノウハウを蓄積しております。最近ではこれらの検査技術をタッチパネル業界や半導体業界、車載部品業界にも応用展開しており、平成 12 年 8 月の株式上場以降、世界的な経済不況の影響を受けた平成 20 年や平成 23 年を除いてほぼ一貫して売上と利益を伸ばしてまいりました。また、平成 9 年 4 月に日本電産のグループ企業となってからは、日本電産と共通の基本理念のもと、企業価値の向上に努めてまいりました。

このように、日本電産と日本電産リードは既にグループ企業として経営戦略を共有し、平成 24 年 10 月には「新中期戦略目標」を発表し、連結営業利益率 15%の達成などを目標に、グループの総力を挙げた活動を展開しています。しかしながら、日本電産グループを取り巻く経営環境は急速に変化しており、パーソナルコンピュータ関連、デジタルカメラ関連、液晶パネル製造装置関連等の主力製品市場が伸び悩み又は縮小に転じていることから、日本電産グループではビジネスポートフォリオを転換し、成長率の高い製品市場にグループが一体となって取り組むことが急務となっております。日本電産リードにおいてはスマートフォンやタブレットパソコン等を最終用途とする電子回路基板の検査装置をその主力製品としていますが、これらの最終用途市場において、高級品から廉価品まで製品ラインナップが拡大しており、また、新興企業の参入が活発となっております。このため、常に新規開発を進める必要があり研究開発費負担が大きくなること、また、検査装置に対する短期的な需要変動により売上や収益が大きな影響をうけることから、安定した収益確保が経営上の喫緊の課題となっております。したがって、主力製品だけに依存しない事業ポートフォリオを構築する必要があり、新たな成長分野としてタッチパネルや半導体、車載部品等の新たな検査分野を強化する必要があります。このような状況において、本件株式交換により日本電産が日本電産リードを完全子会社とすることでグループ一体化を推し進め、より迅速な意思決定の下で、国内外の営業・生産拠点、専門性を持った人材、及び柔軟な資金調達手段等の経営リソースの有効活用を図るとともに、タイムリーに新市場・新顧客を獲得するための大胆な M&A 及び設備投資を可能とすることが、日本電産リード及び日本電産グループのさらなる企業価値拡大のために不可欠であるとの結論に至りました。

2. 本件株式交換の要旨

(1) 本件株式交換の日程

平成 26 年 4 月 22 日 (火)	: 本件株式交換承認取締役会 (両社)
平成 26 年 4 月 22 日 (火)	: 本件株式交換契約締結
平成 26 年 6 月 17 日 (火) (予定)	: 本件株式交換承認定時株主総会 (日本電産リード)
平成 26 年 9 月 25 日 (木) (予定)	: 最終売買日 (日本電産リード)
平成 26 年 9 月 26 日 (金) (予定)	: 上場廃止日 (日本電産リード)
平成 26 年 10 月 1 日 (水) (予定)	: 本件株式交換効力発生日

(注) 1. 日本電産は、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により本件株式交換を行う予定です。

2. 本件株式交換効力発生日は、両社の合意により変更されることがあります。

(2) 本件株式交換の方式

日本電産を株式交換完全親会社、日本電産リードを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本件株式交換は、日本電産については会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換

の手続により株主総会の承認を得ずに、日本電産リードについては平成 26 年 6 月 17 日開催予定の定時株主総会において承認を受けたうえで、平成 26 年 10 月 1 日を効力発生日とする予定です。

(3) 本件株式交換に係る割当ての内容

会社名	日本電産株式会社 (株式交換完全親会社)	日本電産リード株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.243

(注) 1. 株式の割当比率

日本電産リードの普通株式 1 株に対して、日本電産の普通株式 0.243 株を割当て交付します。但し、日本電産が直接保有する日本電産リードの普通株式（平成 26 年 3 月 31 日現在 8,149,600 株）については、本件株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、前記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

2. 本件株式交換により交付する日本電産の株式数

日本電産は、本件株式交換により普通株式 1,421,513 株（予定）を割当て交付いたしますが、交付する普通株式は保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行を行わない予定です。

なお、日本電産リードは本件株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本件株式交換の効力発生直前時（以下、「基準時」といいます。）において、その保有する全ての自己株式（本件株式交換に関して行使される会社法第 785 条に基づく反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を、基準時をもって消却する予定です。

本件株式交換によって割当て交付する株式数については、日本電産リードによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

3. 単元未満株式の取扱い

本件株式交換に伴い、日本電産の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。平成26年3月末日時点の日本電産リードの株主名簿を基準にした場合、日本電産リードの全株主の6割程度（同日現在の総株主数に対する割合です。）の皆様が日本電産の単元未満株式のみを保有する可能性があります。金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。日本電産の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、会社法第 192条第 1 項の規定に基づき、日本電産に対しご所有の単元未満株式の買取を請求することができます。

4. 1 株に満たない端数の取扱い

本件株式交換に伴い、日本電産の株式 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなる日本電産リードの株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い、1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いします。

- (4) 本件株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

3. 本件株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記1.「本件株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおり、日本電産による株式交換の提案のもと、本年1月以降、両社で今後の成長戦略について真摯に協議・交渉を重ねた結果、日本電産が日本電産リードを完全子会社とすることで日本電産グループの一体化を推し進め、より迅速な意思決定や経営リソースの有効活用、大胆なM&A及び設備投資を可能とし、日本電産グループ全体で成長率の高い製品市場に取り組んでいくことが、両社の企業価値向上にとり最善の選択肢と考えるに至りました。

2.(3)「本件株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率（以下、「本件株式交換比率」といいます。）については、下記3.(5)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、両社がそれぞれ個別に両社から独立した第三者算定機関に本件株式交換比率の算定を依頼することとし、日本電産はEY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下、「EY」といいます。）を、日本電産リードはデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー株式会社（以下、「トーマツ」といいます。）を、それぞれ本件株式交換比率算定のための第三者算定機関として選定いたしました。両社は、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、それぞれの財務状況、業績動向、株価動向等その他の要因を総合的に勘案しながら、慎重に協議・交渉を重ねた結果、本件株式交換比率はそれぞれの株主にとって妥当であるものと判断いたしました。

(2) 算定機関との関係

EY及びトーマツはいずれも、日本電産及び日本電産リードからは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本件株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しません。

(3) 算定の概要

EYは、日本電産及び日本電産リードについて、両社が東京証券取引所等に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、さらに両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。なお、市場株価法については、平成26年4月21日を評価基準日とし、一時的な株価変動等の要素をできるだけ排除しつつ可能な限り最新の情報が反映された株価を採用するために、日本電産の平成26年3月期第3四半期決算短信及び業績修正並びに日本電産リードの平成26年3月期第3四半期決算短信の発表を行った平成26年1月22日の翌日から評価基準日までを採用期間とするとともに、当該採用期間における株価の終値平均から算定レンジを算出しています。また、DCF法においてEYは、日本電産について、日本電産が作成した平成27年3月期から平成28年3月期の財務予測に基づくキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しています。割引率は4.6%~6.2%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を国内の新発10年物国債金利を参考に0.6%として採用しております。なお、算定の前提とした財務予測において、平成28年3月期には中期戦略目標により、大幅な増収増益を目標としておりますが、これは主に、ビジネスポ

ートフォリオの転換による成長率の高い製品市場への取り組みが含まれていることによります。他方、日本電産リードについては、日本電産リードが作成した平成 27 年 3 月期から平成 28 年 3 月期の財務予測に基づくキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しています。割引率は 9.2%~10.5%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を国内の新発 10 年物国債金利を参考に 0.6%として採用しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、両社の財務予測は、本件株式交換の実施を前提としておりません。

下記の算定レンジは、日本電産リードの普通株式 1 株に割当てられる日本電産の普通株式の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.183~0.267
DCF 法	0.153~0.246

EYは、本件株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、マネジメントインタビュー等により入手した情報及び公開情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

一方、トーマツは、日本電産リード及び日本電産について、両社が東京証券取引所等に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、さらに両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行いました。なお、市場株価法については、平成 26 年 4 月 21 日を算定基準日とし、算定基準日以前の 1 週間、1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月の各期間の終値（日本電産については東京証券取引所の終値）の単純平均を採用しております。また、DCF 法においてトーマツは、日本電産について、日本電産が作成した平成 27 年 3 月期から平成 28 年 3 月期の財務予測に基づくキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しています。割引率は 4.7%~6.7%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を-1.0%~1.0%としております。なお、算定の前提とした財務予測において、平成 28 年 3 月期には中期戦略目標により、大幅な増収増益を目標としておりますが、これは主に、ビジネスポートフォリオの転換による成長率の高い製品市場への取り組みが含まれていることによります。他方、日本電産リードについては、日本電産リードが作成した平成 27 年 3 月期から平成 28 年 3 月期の財務予測に基づくキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しています。割引率は 9.3%~11.3%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を-1.0%~1.0%としております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事

業年度はございません。また、両社の財務予測は、本件株式交換の実施を前提としておりません。

下記の算定レンジは、日本電産リードの普通株式1株に割当てられる日本電産の普通株式の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.212～0.232
DCF法	0.156～0.243

トーマツは、本件株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、マネジメントインタビュー等により入手した情報及び公開情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、トーマツは、下記3.(5)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、日本電産リードからの依頼に基づき、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本件株式交換比率が、日本電産リードの支配株主等（東京証券取引所有価証券上場規程441条の2及び同施行規則第436条の3にいう「支配株主その他施行規則で定める者」をいいます。以下同じ。）を除く、日本電産リードの株主にとって財務的見地から公正である旨の平成26年4月21日付の意見書（フェアネス・オピニオン）を日本電産リードの取締役会に提出しております。

これらの算定結果を踏まえ、両社で真摯に交渉・協議した結果、最終的に本件株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意しました。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本件株式交換により、その効力発生日である平成26年10月1日をもって日本電産リードは日本電産の完全子会社となり、完全子会社となる日本電産リードの株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て平成26年9月26日に上場廃止（最終売買日は平成26年9月25日）となる予定です。

上場廃止後は、東京証券取引所において日本電産リードの株式を取引することはできなくなりますが、日本電産を除く日本電産リードの株主に対しては、本件株式交換契約に従い、上記2.(3)「本件株式交換に係る割当ての内容」に記載のとおり、日本電産の普通株式が割当てられます。

本件株式交換の目的は、上記1.「本件株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおりであり、日本電産リードの上場廃止そのものを目的とするものではありませんが、結果として、

日本電産リードの株式は上場廃止となる予定です。本件株式交換により日本電産リードの株主に割当てられる日本電産の普通株式は、東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場されており、本件株式交換後も取引市場での取引が可能であることから、日本電産リード株式を412株以上保有し、本件株式交換により日本電産の単元株式数である100株以上の日本電産の普通株式の割当てを受ける株主に対しては、普通株式の所有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えています。

但し、412株未満の日本電産リードの普通株式を保有する株主には、日本電産の単元株式数である100株に満たない日本電産の普通株式が割当てられます。これらの単元未満株式については、取引市場において売却することはできませんが、上記2.(3)(注)3.「単元未満株式の取扱い」に記載のとおり、日本電産に対しご所有の単元未満株式の買取を請求することができます。また、本件株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記2.(3)(注)4.「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

(5) 公正性を担保するための措置

本件株式交換においては、日本電産は、直接保有又は退職給付信託の方式にて、既に日本電産リードの発行済株式総数の65.57%を所有していることから、公正性を担保する必要があると判断しました。

そのため、本件株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、日本電産は、本件株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるEYに本件株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として日本電産リードとの間で真摯に交渉・協議を行い、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことを、平成26年4月22日開催の取締役会で決議しました。

なお、日本電産は、EYから本件株式交換比率に係る算定書は取得しておりますが、本件株式交換比率が日本電産にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

一方、日本電産リードは、本件株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本件株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるトーマツに本件株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として日本電産との間で真摯に交渉・協議を行い、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことを、平成26年4月22日開催の取締役会で決議しました。

また、日本電産リードの取締役会は、本件株式交換比率が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、一定の前提及び留保事項を条件として、本件株式交換比率が、日本電産リードの支配株主等を除く、日本電産リードの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)をトーマツより平成26年4月21日に受領しています。

さらに、日本電産は、法務アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所を、日本電産リードは、法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選定し、本件株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

(6) 利益相反を回避するための措置

日本電産の代表取締役社長である永守重信氏、取締役副社長執行役員である佐藤明氏及び執行役員である北尾宜久氏は日本電産リードの取締役に就任しております。また、日本電産の常勤監

査役である田邊隆一氏及び井上哲夫氏、並びに執行役員である安井琢人氏は、いずれも日本電産リードの監査役に就任しております。上記の兼任状況を踏まえ、利益相反回避の観点から、永守重信氏及び佐藤明氏の2氏は、日本電産の取締役会における本件株式交換に係る議案の審議及び決議には参加しておりません。加えて永守重信氏、佐藤明氏及び北尾宜久氏の3氏は、日本電産リードの取締役会における本件株式交換に係る議案の審議及び決議には参加しておらず、日本電産リードの立場において日本電産との本件株式交換に係る協議・交渉には参加しておりません。また、田邊隆一氏及び井上哲夫氏の2氏は、日本電産の取締役会における本件株式交換に係る議案の審議には参加せず、また何等の意見表明も行っておらず、加えて田邊隆一氏、井上哲夫氏及び安井琢人氏の3氏は、日本電産リードの取締役会における本件株式交換に係る議案の審議には参加せず、また何等の意見表明も行っておりません。

さらに、日本電産リードの取締役会において、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、日本電産と利害関係を有しない社外監査役である国松治一氏が本件株式交換契約の締結について異議がない旨の意見を表明しております。

4. 本件株式交換の当事会社の概要（平成26年3月31日現在）

(1) 名称	日本電産株式会社 (株式交換完全親会社)	日本電産リード株式会社 (株式交換完全子会社)
(2) 事業内容	精密小型モータ、車載及び家電・商業・産業用製品、機器装置、電子・光学部品、その他の開発・製造販売	半導体パッケージ検査装置、プリント基板検査装置、検査用治具、光学式外観検査装置、FPD 関連検査装置、その他各種自動計測機器、特殊検査装置、及びこれらに関わるハード・ソフトの開発・設計、製造、販売
(3) 設立年月日	昭和48年7月23日	平成3年11月25日
(4) 本店所在地	京都市南区久世殿城町338番地	京都市右京区西京極堤外町10番地
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 永守 重信	代表取締役社長 戒田 理夫
(6) 資本金	66,551百万円	938百万円
(7) 発行済株式総数	145,075,080株(注)	14,000,000株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 従業員数	100,394名(連結)	735名(連結)
(10) 主要取引先	シーゲイト・テクノロジー、HGST、ウェスタン・デジタル、東芝、パナソニック	Unimicron Technology、日本写真印刷、Ofuna International、Dar Hanq Industry、Samsung Electro-Mechanics
(11) 主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行、京都銀行、三井住友銀行	京都銀行、滋賀銀行、三菱東京UFJ銀行
(12) 大株主及び持株比率	1. 永守 重信 9.16% 2. STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店) 6.55%	1. 日本電産株式会社 58.21% 2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(日本電産株式会社退職給付信託口) 7.36%

	3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 5.34% 4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 5.25% 5. 株式会社京都銀行 4.47% 6. 株式会社エスエヌ興産 4.01% 7. 株式会社三菱東京UFJ銀行 2.67% 8. 第一生命保険株式会社 2.56% 9. 日本生命保険相互会社 2.47% 10. 明治安田生命保険相互会社 2.32%	3. 永守 重信 5.36% 4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 4.39% 5. 日本電産リード社員持株会 2.13% 6. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1.75% 7. 株式会社京都銀行 1.64% 8. 株式会社エスエヌ興産 1.50% 9. 株式会社たけびし 1.01% 10. 第一生命保険株式会社特別勘定年金口 0.85%
(13) 当事会社の関係	資本関係	日本電産は日本電産リードの発行済株式総数の65.57%(退職給付信託として拠出している株式(7.36%)を含む)を保有しています。
	人的関係	日本電産の取締役2名、監査役2名及び執行役員2名は、日本電産リードの取締役3名及び監査役3名を兼任しております。
	取引関係	日本電産リード本社及び東京事務所の賃借取引のほか、キャッシュ・マネジメント・システム基本契約に基づく資金取引を行っております。
	関連当事者への該当状況	日本電産リードは日本電産の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(注) 日本電産は平成26年3月31日最終の株主名簿に記載された株主に対して、平成26年4月1日付で1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。当該株式分割により、平成26年4月22日時点の日本電産の発行済株式総数は290,150,160株となっております。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円)

決算期	日本電産株式会社 (株式交換完全親会社) (連結、米国基準)			日本電産リード株式会社 (株式交換完全子会社) (連結、日本基準)		
	平成24年 3月期	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期	平成26年 3月期
純資産	425,611	453,817	540,905	9,318	10,780	12,333
総資産	800,401	1,005,417	1,165,918	11,826	15,542	16,737
1株当たり純資産(円)	1,352.66	1,543.10	1,878.50	651.49	748.85	855.22
売上高	682,320	709,270	875,109	9,813	12,584	14,865
営業利益	73,070	17,598	85,068	1,540	2,119	2,395
経常利益	-	-	-	1,479	2,308	2,486
当期純利益	40,731	7,986	56,404	930	1,377	1,695
1株当たり当期純利益(円)	148.12	29.64	207.31	66.46	98.37	121.09
1株当たり配当金(円)	90	85	100	30	30	30

(注) 日本電産は、米国基準に基づき連結財務諸表を作成しており、下記の表示としております。

- ・「純資産」は、「株主資本」と「非支配持分」の合計を表示しております。
- ・「1株当たり純資産」は、「1株当たり株主資本」を表示しております。
- ・「経常利益」は、該当する項目がないため表示しておりません。
- ・「当期純利益」及び「1株当たり当期純利益」は、「当社株主に帰属する当期純利益」及び「1株当たり当社株主に帰属する当期純利益」を表示しております。
- ・FASB Accounting Standards Codification™ (ASC) 805「企業結合(Business Combinations)」の規定を適用しており、過年度の連結財務情報を遡及修正しております。
- ・日本電産は平成26年3月31日最終の株主名簿に記載された株主に対して、平成26年4月1日付で1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。「1株当たり純資産」及び「1株当たり当期純利益」については平成24年3月期の期首に当該分割が行われたものと仮定して算定しております。

5. 本件株式交換後の状況

本件株式交換後の日本電産の商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期、につき、上記4.「本件株式交換の当事会社の概要」に記載の内容から変更はありません。

なお、本件株式交換後の日本電産の純資産及び総資産につきましては、現時点で確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本件株式交換は、共通支配下等の取引のうち、非支配持分からの追加取得に該当します。日本電産は米国会計基準に基づき資本取引として会計処理を行いますので、追加的なのれんは発生しない見込みです。

7. 今後の見通し

日本電産リードは、従来から日本電産の連結対象会社であり、個別・連結ともに本件株式交換実施による今期の業績への大幅な影響は予測しておりません。今後は、両社で業務の一層の効率化とグループ力の結集により、業績の向上を図っていきます。

8. 支配株主との取引等に関する事項

日本電産は直接保有又は退職給付信託の方式にて、日本電産リードの発行済株式総数の65.57%を所有していることから、本件株式交換は、日本電産リードにとって支配株主との取引等に該当します。

日本電産リードが、平成25年7月9日に開示したコーポレートガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社の本社等の不動産の賃借取引が日本電産との間で存在しているほか、日本電産から従業員の出向も受け入れておりますが、当社では社外取締役や社外監査役、専門家等の意見もふまえ、十分に議論を尽くした上で業務執行の意思決定を行うなど、その独立性は確保されております。」と記載しています。

日本電産リードは、上記3.(5)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本件株式交換比率が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、平成26年4月21日付けでトーマツから、本件株式交換比率が、日本電産リードの支配株主等を除く、日本電産リードの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。

また、上記3.(6)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、日本電産の代表取締役社長を兼務している日本電産リードの取締役会長永守重信氏、日本電産の取締役副社長執行役員を兼務している日本電産リードの取締役佐藤明氏及び日本電産の執行役員を兼務している日本電産リードの取締役北尾宜久氏は、日本電産リードの取締役会における本件株式交換に係る議案の審議及び決議には参加しておらず、日本電産リードの立場において日本電産との本件株式交換に係る協議・交渉には参加しておりません。さらに、日本電産の常勤監査役を兼務している日本電産リードの監査役田邊隆一氏及び井上哲夫氏、並びに日本電産の執行役員を兼務している日本電産リードの監査役安井琢人氏は、日本電産リードの取締役会における本件株式交換に係る議案の審議には参加せず、また何等の意見表明も行っておりません。

さらに、日本電産リードの取締役会において、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、日本電産と利害関係を有しない社外監査役である国松治一氏が本件株式交換契約の締結について異議がない旨の意見を表明しております。

かかる対応は、上記「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しているものと考えております。

将来の予測に関する記述

本プレスリリースは、日本電産、日本電産リード、両社のグループ会社又は他の当事者の意図、意見、戦略、計画又は期待に関する将来の予測に関する記述が含まれています。この将来の予測に関する記述は、将来の実績又は事象を保証するものではなく、リスク及び不確実性を伴います。計画された取引を成功裏に実行するリスク、計画された取引において期待された利益が実現できないリスク、技術の変化又は特定の技術に関するユーザーの嗜好の変化、必要な規制上の認可取得の可否及びその時期並びに経済情勢の変化等を含む様々な要因により、実際の結果が、将来の予測に関する記述の記載と大きく異なる可能性があります。法律上要請される場合を除き、日本電産及び日本電産リードのいずれも、ここに記載された将来の予測に関する記述をアップデートする義務を負わず、将来の予測に関する記述で予測された結果が実際の結果と異なる理由を説明する義務も負いません。

以上